

## 河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る 占用の特例に関する取扱いについて

大阪府知事

河川敷地については、国の成長戦略に掲げる行政財産の商業的利用促進の観点から、平成23年3月に占用許可準則（以下「準則」という。）の改正が行われ、民間事業者等が直接占有できるようになったことなど、規制の緩和が進められているところである。

このような中、大阪府では、河川敷地の利用についてそれぞれの地域の特性や都市及び地域の再生等にかかるニーズ等を十分に考慮するとともに、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、以下のとおり取扱いを定める。

### （趣旨）

第1 この取扱いは、河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づき、河川管理者が指定する都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例措置に関する事務処理を適正に図るため、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 都市・地域再生等利用区域 準則第22第1項の規定により、河川管理者が指定する都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域をいう。
- 二 都市・地域再生等占有方針 都市・地域再生等占有施設に関する占有方針をいう。
- 三 都市・地域再生等占有施設 都市・地域再生等利用区域において都市及び地域の再生等のために利用する施設であって、準則第22第3項各号に掲げられた施設をいう。
- 四 都市・地域再生等占有主体 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる者
- 五 公的占有者 準則第23の占有の許可を受けた準則第22第4項1号に掲げる者をいう。

### （都市・地域再生等利用区域の占有方針）

第3 知事は、次に掲げる都市・地域再生等利用区域の占有方針に該当し、かつ都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときは、都市・地域再生等利用区域（以下、「区域」という。）を指定することができる。

- 一 知事は、区域の指定にあたっては、河川敷地の利用についてそれぞれの地域の特性や都市及び地域の再生等にかかるニーズ等を十分に考慮し、地元市町村等（府あるいは地元市町村等で構成する団体を含む）からの要望等を受けて行なうものとする。
- 二 知事が指定する区域は、治水上又は利水上において、著しい支障等を生じることのない区間を対象として、地元市町村等の観光戦略や地域のまちづくり計画等を踏まえ、地域の活性化に資する利活用が見込まれる区域とする。

三 知事は、区域を指定しようとするときは、地元市町村等で構成する協議会等の活用などにより、地域の合意が図られていることを確認するものとする。

2 占用許可を受けることができる都市・地域再生等占用施設（以下「許可施設」という。）は、指定しようとする区域の状況を踏まえ、準則第22 第3項に掲げる施設のうちから必要な施設を認めるものとする。許可施設は、治水上及び利水上の著しい支障を生じないなど災害に対して配慮されている構造とする。

（都市・地域再生等占用主体）

第4 準則第22 第4項第1号に掲げる者及び第2号に掲げる者の他、知事と地元市町村長の間で合意を得た場合においては、第3号に掲げる者も認めるものとする。

（都市・地域再生等利用区域の占用許可）

第5 河川管理者は、都市・地域再生等占用主体を定めようとするときは、次に掲げる事項について専門的知識を有する者からの意見を求め、事業の安定性などを確認する。なお、占用の許可を満了し継続しようとするときにおいても同様に確認する。

- 一 都市・地域再生等利用区域の指定（範囲）
- 二 占用方針
- 三 占用主体

（占用料金）

第6 占用料金は、大阪府流水占用料等条例に基づくものとする。

（占用期間）

第7 占用許可の期間は、準則第24の規定によるものとする。

（都市・地域再生等利用区域の公表）

第8 知事は、都市・地域再生等利用区域を指定したときは、準則第22 第7項に規定により、その旨を大阪府ホームページで公表する。

附 則

この取扱いは、平成23年7月15日から施行する。

この取扱いは、平成30年1月23日から施行する。

【参考】

【最新】平成28年5月30日付

国水政第 33 号

「河川敷地占用許可準則」（抜粋）

第二十二第3項

都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着き場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む）
- 六 前各号に掲げる施設と一体となす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む）。

第二十二第4項

都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占用主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

第二十四

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。